

徳島県規則第二十一号

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県生活環境保全条例施行規則（平成十七年徳島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第七の11中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項」を「第十二条第一項及び第三十条第一項」に改める。

別表第八の4中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第六条から第十条まで」を「第八条から第十二条まで」に改める。

様式第二十六号の別紙の備考1を次のように改める。

1 「指定化学物質」の「番号」及び「名称」の欄には、「P R T R届出の手引き」における管理番号及び対象化学物質名（別名の記載がある化学物質にあっては、当該別名）を当該管理番号の順に記載すること。

附 則

1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、様式第二十六号の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 改正後の様式第二十六号の規定は、令和六年度以後における徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）第九十四条第二項の規定による報告について適用し、令和五年度における同項の規定による報告については、なお従前の例による。